

# 開発許可等の申請手数料

平成14年4月1日

## 1 開発行為許可申請手数料（都市計画法第29条第1項又は第2項）

申請事項 開発区域の面積	予定建築物が自己の居住 の用に供されるもの （自己居住用）	予定建築物が自己の業務 の用に供されるもの （自己業務用）	その他 （非自己用）
0.1ha 未満	8,600円	13,000円	86,000円
0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,000円	30,000円	130,000円
0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,000円	65,000円	190,000円
0.6ha 以上 1ha 未満	86,000円	120,000円	260,000円
1ha 以上 3ha 未満	130,000円	200,000円	390,000円
3ha 以上 6ha 未満	170,000円	270,000円	510,000円
6ha 以上 10ha 未満	220,000円	340,000円	660,000円
10ha 以上	300,000円	480,000円	870,000円

## 2 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2第1項）

- (1) 上限額 870,000円  
 (2) 設計変更及び新たな土地の開発区域への編入以外の場合 10,000円

## 3 建築行為等許可申請手数料（法第43条第1項）

0.1ha 未満	6,900円	0.6ha 以上 1ha 未満	69,000円
0.1ha 以上 0.3ha 未満	18,000円	1ha 以上	97,000円
0.3ha 以上 0.6ha 未満	39,000円		

## 4 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料 46,000円

（法第41条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む））

## 5 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項） 26,000円

## 6 開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料（法第45条）

- (1) 自己居住・業務用 面積1ha 未満 1,700円  
 (2) 自己業務 面積1ha 以上 2,700円  
 (3) その他 17,000円

## 7 開発登録簿の写しの交付申請手数料（法第47条第5項）

用紙1枚につき 470円

## 8 適合証明書の交付申請手数料（都市計画法施工規則第60条） 6,000円

